

# 参 考 资 料

**特別償却・割増償却の一覧**  
(中小企業者のみを対象とするものを除く)

措置・施策名	措置の概要	適用期限	増減収見込額(22年度:億円)
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。なお、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等については、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。	H23. 3. 31 H24. 3. 31	▲ 487
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	指定地区において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の34%(建物等は20%)の特別償却又は15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。	H24. 3. 31	▲ 1
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	指定地区において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%(建物等は25%)の特別償却又は15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。	H24. 3. 31	
公害防止用設備の特別償却	公害防止用設備の取得等をした場合には、取得価額(中小企業者等以外は取得価額の75%)の14%の特別償却ができる。	H23. 3. 31 (設備ごとの期限)	▲ 2
船舶の特別償却	海上運送業を営む法人が、海上運送業の経営の合理化及び環境負荷の低減に資する船舶の取得等をした場合には、船舶の区分に応じて、取得価額の16%又は18%の特別償却ができる。	H23. 3. 31 (設備ごとの期限)	▲ 12
地震防災対策用資産の特別償却	地震防災に資する機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の20%の特別償却ができる。	H23. 3. 31	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	集積区域内において集積産業用資産の取得等をした場合には、取得価額の15%(建物等は8%)の特別償却ができる。	H23. 3. 31	▲ 102
事業革新設備等の特別償却	(1) 事業再構築計画等の認定を受けた事業者が、事業革新設備の取得等をした場合には、取得価額の20%(特定事業革新設備等は25%)の特別償却ができる。 (2) 資源生産性革新計画等の認定を受けた事業者が、資源需給構造変化対応設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%(建物等は15%)の特別償却	H23. 3. 31 H24. 3. 31	▲ 458

	ができる。なお、平成 21 年 6 月 22 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に取得等をする資源需給構造変化対応設備等については、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる（即時償却）。		
特定地域における工業用機械等の特別償却	半島振興対策実施地域、過疎地域、離島振興対策実施地域等及び振興山村において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 10%（建物等は 6%）の特別償却ができる。	H23. 3. 31	▲ 9
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	沖縄の離島地域において旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の 8% の特別償却ができる。	H24. 3. 31	
医療用機器等の特別償却	(1) 医療用機器等の取得等をした場合には、取得価額の 14%（医療の安全の確保に資する機器及び新型インフルエンザ対策に資する機器は 20%）の特別償却ができる。 (2) 療養病床用施設等を介護老人保健施設等に増改築をした場合には、基準取得価額の 15% の特別償却ができる。 (3) 建替え病院用等建物の取得等をした場合には、基準取得価額の 15% の特別償却ができる。	H23. 3. 31	▲ 169
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	(1) 障害者雇用割合が 50%（雇用障害者数が 20 人以上である場合は 25%）以上である事業年度において有する機械装置等のうちその事業年度又はその事業年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度に取得等をしたものについて、普通償却限度額の 24%（工場用建物等は 32%）の割増償却ができる。 (2) 次の事業を営む法人が、障害者対応設備等の取得等をした場合には、基準取得価額の 20%（障害者対応型エレベーターは 15%）の特別償却ができる。 ・鉄道事業 ・運輸事業 ・一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業 ・航空運送事業	H23. 3. 31	▲ 2
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	支援事業所取引金額が増加した事業年度において有する減価償却資産のうちその事業年度又はその事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度に取得等をしたものについて、普通償却限度額の 30% の割増償却ができる。	H25. 3. 31 (個人は平成 25 年分)	▲ 5
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の 16%（建物等は 8%）の特別償却ができる。	H23. 3. 31	
共同利用施設の特別償却	生活衛生同業組合等が、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の 8% の特別償却ができる。	H23. 3. 31	
新用途米穀加工品等製造設備	生産製造連携事業計画の認定を受けた事業者が、新用途米穀加工品等製造設備の	H23. 3. 31	

の特別償却	取得等をした場合には、取得価額の 30% の特別償却ができる。		
事業所内託児施設等の割増償却	一般事業主行動計画を届け出ている法人が、事業所内託児施設等の取得等をした場合には、5 年間普通償却限度額の 20%（中小事業主は 30%）の割増償却ができる。	H23.	3. 31
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	高齢者向け優良賃貸住宅の取得等をした場合には、5 年間普通償却限度額の 40% 又は 20%（耐用年数が 35 年以上のものは、55% 又は 28%）の割増償却ができる。	H23.	3. 31
特定再開発建築物等の割増償却	特定再開発建築物等の取得等をした場合には、5 年間普通償却限度額の 10%（一定の建築物は 50%）の割増償却ができる。	H23.	3. 31
倉庫用建物等の割増償却	総合効率化計画の認定を受けた事業者等が、物資流通拠点区域において、倉庫用建物等の取得等をした場合には、5 年間普通償却限度額の 10% の割増償却ができる。	H23.	3. 31

## 準備金の一覧

措置・施策名	措置の概要	適用期限	増減収見込額 (22年度:億円)
海外投資等損失準備金	資源開発事業法人等の株式等の価格の低落等に備えるため、その株式等の取得価額の30%又は90%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	H24. 3. 31	▲ 49
金属鉱業等鉱害防止準備金	特定施設の使用終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	H24. 3. 31	
特定災害防止準備金	(1) 採石災害防止費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 (2) 露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 (3) 特定廃棄物最終処分場の埋立処分終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、(独)環境再生保全機構に維持管理積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	H23. 3. 31 H24. 3. 31	▲ 13
新幹線鉄道大規模改修準備金	承認積立計画に基づく新幹線鉄道の大規模改修に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	▲ 100
使用済燃料再処理準備金	使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	
原子力発電施設解体準備金	特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	▲ 88
保険会社等の異常危険準備金	保険業法等の規定による積立義務のある責任準備金の積立てに当たり、保険又は共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し (注) 積立率の特例は、H25. 3. 31	▲ 79

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	保険業法の規定による積立義務のある責任準備金の積立てに当たり、原子力災害損失又は地震災害損失の補てんに充てるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	▲ 106
関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金	関西国際空港又は中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	
特別修繕準備金	船舶、溶鉱炉等の特定の固定資産について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	▲ 24
社会・地域貢献準備金	日本郵政株式会社が社会・地域貢献資金の交付に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	な し	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	H25. 3. 31	
農業経営基盤強化準備金	交付金等の交付を受けた認定農業生産法人等が、認定計画等に従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。	H23. 3. 31	▲ 27